

第2部

参加型による

人権啓発への提言

人権啓発のめざすもの

上杉孝實(畿央大学教授)

人権啓発は、「人権教育のための国連10年」行動計画において示された人権教育の定義と重ねて考えることができます。そこでは、人権教育は、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」ととらえられています。いいかえれば、知識と技術の伝達だけでなく、態度の形成もめざしているのであり、人権文化の構築に努める人間形成が課題とされているのです。このような人権の確立をはかる教育においては、人権についての教育を行うのみならず、教育そのものが人権の観点に立って行われなければならない、教育を通じての人権の体得が重要となっています。人権啓発にあって参加型学習の重要性が強調されるのも、このことに基づいているのです。

成人教育の歴史をひもといても、討論を重視したイギリスのチュートリアルクラスや、フレイレの対話型教育の実践に見られるように、学習者の主体性を大切に、ジェルピの示す自己決定学習を通じて、すべての人による教育を実現し、教育への権利を確立することが意識されてきました。日本の社会教育にあって、1950年代半ば以降、共同学習の提唱によって、問題解決をめざしての話し合い学習が広がり、地域の課題をとりあげて解決の実践につなぐ生活懇談会方式の学習が中心的位置を占めてきました。

日本の場合、占領期にアメリカのワークショップ方式の学習が多く導入されたましたが、そこでも、それを通じて民主主義が体得されると考えられていました。しかし、それらは、ともすると内容抜きの方法に傾斜したこともあり、問題の社会的背景に十分迫ることができないとの批判が高まるなかで、共同学習の構築がはかられたのです。それでも、話し合いの方法にのみ目が向けられることもあり、経験の重視はそのままでは堂々巡りの議論に終わることもあって、社会構造の変化の激しい1960年代には、体系的に問題に迫る講座の見直しもなされるようになりました。しかし、このことは、本来共同学習の否定ではなく、学習者の主体性を重視しながら、どのように体系的な学習とつながかが課題であったのです。

同和教育が展開されるときにも、共同学習、生活懇談会方式の学習が採用された例は少なくありません。地区別懇談会などにもそれがうかがわれます。ただ、その内容として、どれだけ自らの課題との結合がなされたか問われるところはあります。同和問題についての偏見や誤解も多かったことから、正しい知識の提供と言うことが強く意識され、活発な論議によって問題を自分のものするところまで行かなかった例も多く見られました。学習会の進行に当たる者も、差別的な発言を警戒したり、結論を急ぐあまりに、討論を十分展開させず、また討論とは関連づけないでまとめるということもありました。そのなかで、早く多くの人に知識の伝達を行うには講演会方式が便利なものとして拡がる傾向がありました。

しかし、それでは、どれだけ主体的な学習になるか、学習が身についたものになるかが問題であることから、参加型学習の重要性が強調されてきたのです。ただ、近年では、参加型学習の名でゲーム的手法も多く採り入れられています。そこでは、取っつきやすさや気軽な参加に焦点が当たっている場合もあります。そもそも話し合い学習にあって、自由な意見交換を進めるには、互いが胸襟を開くことが前提となるとして、レクリエーションを先行させることもありました。近年のものは、緊張を解く、い

いわゆるアイスブレイキングにとどまらず、差別とか人権とかを体験することとも重ねるところに特長が見られます。その半面、それだけで、社会構造に根ざす差別の本質や人権の持つ意味に迫ることができるかといった疑問も投げかけられます。

学習内容に関しても、問題を他人事として、理解者になるといった取り組みでなく、自分の問題としてとらえることがめざされてきましたが、ともすると、前者にとどまることも少なくありませんでした。思いやりなどの強調の場合に、その傾向は強まります。それぞれが置かれている状況の把握から、問題の共有を意識し、共同の取り組みを促すことが重視されましたが、被抑圧者としての意識が高まる人々ばかりではない状況にあって、そこに距離を感じる人は、受け身になったり、指弾されることを警戒しての姿勢に終始する面がありました。

抑圧－被抑圧の関係は重層的であり、すべての人がいずれにも関わるのであって、社会的文脈でとらえることでそのことが明らかになることから、そこに迫る学習が必要になります。参加型学習でそれが可能かといった疑問も出されます。ファシリテーターは、学習者の相互教育を促進し、提起された問題を深める学習を支えることが重要ですが、問題についての深い識見なしには、このことは容易ではありません。学習内容に精通した人との連携で当たることも考えられますが、成人教育のチューターとして、それぞれの問題に応じて内容・方法に詳しい学習促進者が存在することの意味は大きいと言えます。

成人の学習においては、まず問題の意識化が課題となります。知らないでいることが、差別の現状の温存につながったり、差別的な結果をもたらすことが少なくありません。マックス・ウエーバーが心情倫理のみならず責任倫理の重要性を説いたことは、政治家のみならず、一般的にも言えることです。問題の社会的性格にも目を向ける学習が必要です。さらに、自己の考えの前提となってきたものを振り返り、その自明性を脱却して見方を変えることが課題になります。そのためにも、異見や異質な触れあいもまじえて、多様な考えに直面し、多面的に考察することが重要となります。また、歴史的な考察、さらには自分史的なアプローチによって、自分の考えの形成過程に気づき、そこからとらえ直しの契機を得ることも大切です。それによって、人権の把握が深まり、態度の変容と実践の結合が見られるようになることが望めます。ただ、いわゆる洗脳と違って、人権としての学習は、人間性を高め、批判的な思考力をはぐくむことから、学習の過程を重視し、主体的な選択による結果を尊重します。それだけに、学習の積み重ねが必要であり、時間をかける必要もあります。

このような参加型学習の展開にあっては、ファシリテーターやリーダーの価値中立性が求められるように思われますが、成人の学習にあって完全な中立性はあり得ず、価値中立的であることが現状維持的に機能するなどの意味を持つこともあります。選択肢の提示なしの性急な価値の押しつけはともかく、価値を提示しながら主体的な選択を重視することが課題と考えられます。特に成人の場合、積極的な価値観の交流があってこそ、深まりのある学習になり実践につなぐことが可能となることが多いのです。

人権侵害などの問題についての学習の意味は、それを通じて問題の解決をはかり、さらにそれを通じて人権を具体的に把握して、自他の尊重される社会を築くことにあります。このような社会は、参加型民主主義社会と呼ばれるものであり、それを担うのは積極的な市民であって、すべての人が権利の伸長に努めることによって、実現されるものです。人権啓発がめざすものは、このような社会であり、市民であって、啓発の手段には多様なものがあっても、人間性豊かで判断力に富んだ市民の形成には、教育が欠かせないもので、そのなかでも、参加型の学習が中心に位置づけることが肝要です。教育は、子どものみならず成人にあって一人一人を大切にし、それぞれの顔の浮かびでるものでなければならず、少人数での継続的な学習をいたるところで展開することに力を注ぐことが望めます。